

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 36 号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年瀬戸市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (他の法律による給付との調整) 第 5 条 <省略> 2 から 6 まで <省略> 7 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 97 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる公務災害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる公務災害補償の各月分の額から総務省令の定め	附 則 (他の法律による給付との調整) 第 5 条 <省略> 2 から 6 まで <省略> 7 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 97 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる公務災害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるとき

るところにより市長が定める場合の区分に応じ  
総務省令の定めるところにより市長が定める額  
を控除した残額を当該各月分の額として支給す  
るものとする。

当該年金たる公務災害補償が団員に係るも  
のである場合 児童扶養手当法第4条第2項  
第2号、第5号若しくは第10号若しくは第  
3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手  
当等の支給に関する法律第3条第3項第2号  
若しくは第17条第1号（国民年金等改正法  
附則第97条第2項において準用する場合を  
含む。）に定める給付

当該年金たる公務災害補償が消防作業従事  
者等に係るものである場合 児童扶養手当法  
第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第  
13号に定める給付

るところにより市長が定める場合の区分に応じ  
総務省令の定めるところにより市長が定める額  
を控除した残額を当該各月分の額として支給す  
るものとする。

当該年金たる公務災害補償が団員に係るも  
のである場合 児童扶養手当法第4条第2項  
第2号若しくは第4号若しくは第3項第2号  
に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給  
に関する法律第3条第3項第2号若しくは第  
17条第1号（国民年金等改正法附則第97  
条第2項において準用する場合を含む。）に  
定める給付

当該年金たる公務災害補償が消防作業従事  
者等に係るものである場合 児童扶養手当法  
第4条第2項第3号に定める給付

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瀬戸市消防  
団員等公務災害補償条例の規定は、平成22年8月1日から適用する。